○厚生労働省告示第九十一号

項 部 る 条 この \mathcal{O} を次 第 第三 療 規 七 養 定 告 条 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} よう に 第 示 給 \mathcal{O} 基 に 規 三 付 ょ づ に 定 項 及 き厚 る 改 に \mathcal{O} び 改 正 基 規 公 生 正 づ 費 し、 定 労 き 前 に 負 厚 基づ 働 平 \mathcal{O} 担 生 大 療 成 医 <u>二</u>十 臣 養 労 き、 療 働 が \mathcal{O} に 定 給 八 大 関 療 する \Diamond 付 年 臣 養 る 兀 及 が \mathcal{O} 様 び 月 定 給 費 式 公 用 \Diamond 付 様式 費 日 る \mathcal{O} 及 負 請 様 び か 第三に 担 5 式 公 求 に 医 適 費 平 療 用 負 関 . 規 定 成二十 する に す 担 る。 関 医 す す 療 省 Ś Ź ただ 年 万 に 様式 費用 厚 関 (昭 し、 生 す に 0) 労 る 和 請 ک 費 ょ 働 五. る 求 省 + 用 \mathcal{O} 用 に 告 告 \mathcal{O} __ 年 紙 関 示 示 請 に す \mathcal{O} 第 求 厚 る 適 生 つ 百二十六 に 省 7 関 省 用 令 て 令 する \mathcal{O} 第 は、 際 第三十 号) 省令 七 現 当 分 条 (C 第三 存 第 六号 \mathcal{O} \mathcal{O} 七 す

平成二十八年三月二十五日

様

式

第三

一を次

0)

よう

に

改

8

る。

間

これ

を

取

り

繕

0

て

使

用

することが

できる。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

要

患者負担額

(公費)

高額療養費

決 定

一部負担

減額

割(円)

免除•支払猶予

第